

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

厚生労働省 老健局

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし

<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

49

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。



HOME > 保健福祉部 > 福祉局高齢者保健福祉課 > 高齢者施設等における虐待防止に関する取組について

高齢者施設等における虐待防止に関する取組について

- ページ内目次
 - ◇施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備◇
 - ◇介護施設・事業所における虐待防止研修◇

利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進する観点から、高齢者施設等に対して、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（1.虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、2.指針の整備、3.研修の実施、4.担当者を定めること）が講じられていない場合には、令和6年4月から基本報酬が減算（所定単位数の1/100）されるなど、高齢者施設等における虐待防止に係る各種取組が必須となるとともに、その取組の実効性についても、求められているところです。

こうした状況も踏まえ、各施設において取り組まれている「高齢者虐待防止のための体制整備」や「虐待防止研修」などが、より実効性のあるものとなるよう、以下のコンテンツをご紹介させていただきますので、各施設における各種取組内容に係る検討・検証の参考とされるなど、積極的なご活用をお願いします。

◇施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備◇

－ 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研修・研修仙台センター ホームページ掲載 －

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail_410_center_3.php

【体制整備の基本と参考例】

[\(PDF : 28,625KB\)](#)

カテゴリー

> 介護・福祉施設

福祉局高齢者保健福祉課メニュー

注目情報

介護関係職員研修

調査・統計・発行物

入札・契約・補助金

災害関係

基盤整備係

> 計画

> 検討協議会

> 基盤整備等の補助金

> ユニットケア研修

人材育成係・介護人材係

> 所管事業一覧

> 北海道介護のしごとポータルサイト

> 研修一覧

> 道内各市町村の取組について

介護運営係

> 介護保険

> 高齢者虐待防止

> 介護保険最新情報

> 喀痰吸引について

> 生きがい・社会参加

事業運営係（指定）

> 介護保険サービス事業所の指定申請等に関するお知らせ

令和3年度老人保健増進等事業
(老人保健事業推進費等補助金)
介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に関する
体制整備の状況等に関する調査研究事業

【報告書別冊】

施設・事業所における 高齢者虐待防止 のための体制整備

令和3年度基準省令改正等に伴う
体制整備の基本と参考例

Prevention of Elder Abuse

令和4年3月版

社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター

▶ 北海道指定居宅サービス等の基
▶ 準条例について

▶ 介護保険サービス事業所・老人
▶ 福祉施設一覧

▶ 介護保険サービス事業所に関す
▶ る各種申請及び取扱い

▶ 老人福祉施設及び有料老人ホー
▶ ムに関する各種申請等について

▶ 福祉用具専門相談員講習会につ
▶ いて

▶ 介護サービス情報公表・地域密
▶ 着型外部評価

▶ 新型コロナウイルス感染症に係
▶ る各種通知等（介護事業者あ
▶ て）

▶ サービス付き高齢者向け住宅

事業運営係（指導）

▶ 介護保険施設等指導監査要綱・
▶ 要領

▶ 介護保険施設等現況報告

▶ 介護保険施設等自己点検表

▶ 介護サービス事業者の業務管理
▶ 体制整備

▶ 介護サービス事業者の業務管理
▶ 体制一般検査

▶ 介護サービス事業者・有料老人
▶ ホーム集団指導に係る資料

▶ 市町村指導

▶ 介護保険施設等に対する行政処
▶ 分について

▶ 業務継続計画（BCP）

▶ 北海道国民健康保険団体連合会

▶ 高齢者虐待防止に係る実態調査

▶ 老人福祉施設指導監査要綱・要
▶ 領・自己点検表

▶ 各種マニュアル

▶ 高齢者施設等における虐待防止
▶ に関する取組について

地域支援係

▶ 地域包括ケアシステム

▶ ケアラー

▶ 認知症施策

▶ 生きがい・社会参加

施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備
—令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例—
【令和4年3月版】

目次

I 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要	1
1. 高齢者虐待の防止	2
1) 高齢者虐待防止法が施設・事業所に求める責務	2
2) 基準省令等が求める体制整備（義務）	4
2. 身体拘束に対する取り組みの適正化	7
1) 身体拘束の禁止規定と高齢者虐待との関係	7
2) 身体的拘束等の適正化の推進（身体拘束廃止未実施減算）	9
【注意】高齢者虐待防止のための体制整備（義務）との関係	10
II 具体的な体制整備にむけて	12
1. 委員会組織の設置と運営	13
1) 委員会組織の設置・運営の基本	13
2) 具体的な取り組みにおける工夫の例	18
2. 指針の策定と活用	24
1) 指針の策定	24
2) 指針の参考例	27
3) 具体的な取り組みにおける工夫の例	31
3. 研修の企画と運営	35
1) 制度上求められている研修	35
2) 研修の企画	37
3) 研修の内容	39
4) 研修の方法	42
5) 具体的な取り組みにおける工夫の例	43
参考資料	47
委員名簿	48

その他

- 行政手続法・行政手続条例による審査基準・不利益処分基準
- その他



◇介護施設・事業所における虐待防止研修◇

— MS&ADインターリスク総研株式会社 ホームページ掲載 —

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

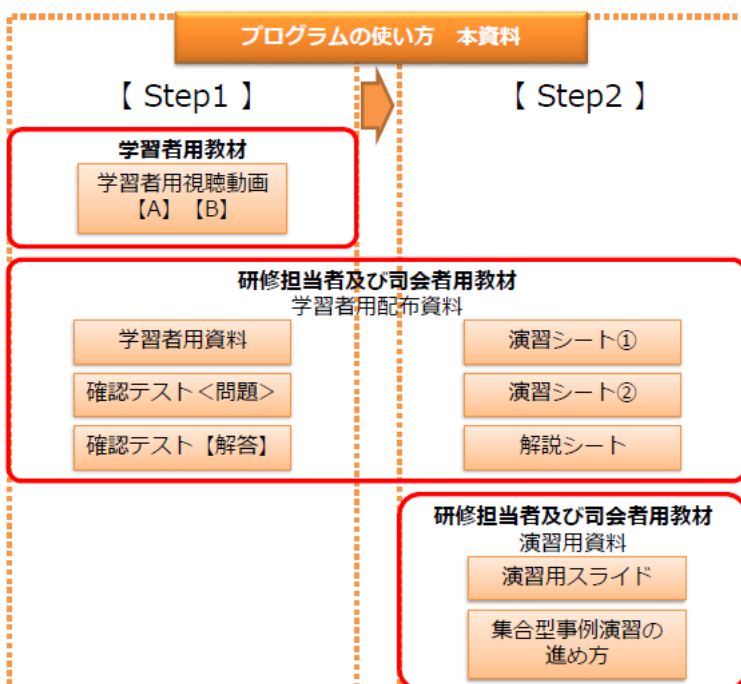
【虐待防止研修 プログラムの使い方】

[PDF : 1600KB](#)

～介護施設・事業所における虐待防止研修～ プログラムの使い方

プログラムの使い方（基本事項）

- 本研修プログラムは、動画を視聴いただき、高齢者虐待の類型や防止対策、法律などの基礎知識を学んでいただく【Step 1】とグループワークにより、自らの行為を振り返りながら、自施設・事業所の虐待防止の取り組みについて検討していただく【Step 2】の2部構成になっています。
- 本資料には、以下の各資料様式と使用方法などについて記載してあります。



- 本研修は、「高齢者虐待防止法第20条」「平成30年度省令改訂・身体拘束禁止規定」「令和3年度省令改訂・虐待防止規程」において求められる研修を満たすことを想定して作成しています。

【研修担当及び司会者用資料】

研修担当及び司会者用資料

[【Step1】](#)

[【Step2】 事例演習の進め方 A トイレ介助](#)

[【Step2】 事例演習の進め方 B 不眠時の対応](#)

[【Step2】 事例演習の進め方 C 失禁時の対応](#)

[【Step2】 事例演習の進め方 D 帰宅願望の強い高齢者の対応](#)

[【Step2】 事例演習の進め方 E オムツ交換](#)

[【Step2】 事例演習の進め方 F 高齢者の財産](#)

[【Step2】 事例演習の進め方 G 車いすでの過ごし方](#)

[<前のページに戻る](#)

【学習者用視聴動画 A】

https://www.irric.co.jp/reason/research/2020_video_a/index.php

学習者用視聴動画【A】

視聴する動画を選択してください。

学習の際は、「学習者用資料」を参照しながら視聴を行ってください。

介護施設・事業所における虐待防止研修Step1【A】

[01. 虐待とは？（10分27秒）](#)

[02. 高齢者虐待防止法（8分8秒）](#)

[03. 養介護施設・養介護事業における高齢者虐待の防止・対策（8分6秒）](#)

[04. 身体拘束（10分24秒）](#)

[05. 早期発見と通報義務（5分48秒）](#)

[06. 身体的虐待（1）（3分48秒）](#)

[07. 身体的虐待（2）（7分48秒）](#)

[08. 介護・世話の放棄・放任（4分40秒）](#)

[09. 心理的虐待（6分5秒）](#)

[10. 性的虐待（4分44秒）](#)

[11. 経済的虐待（4分1秒）](#)

[18. ストレスケア（10分8秒）](#)

※使用する機器や環境によって、動画の再生に時間を要する可能性があります。

【学習者用視聴動画 B】

https://www.irric.co.jp/reason/research/2020_video_b/index.php

学習者用視聴動画【B】

視聴する動画を選択してください。

学習の際は、「学習者用資料」を参照しながら視聴を行ってください。

介護施設・事業所における虐待防止研修Step1【B】

[01. 虐待とは？ \(10分27秒\)](#)

[02. 高齢者虐待防止法 \(8分8秒\)](#)

[03. 養介護施設・養介護事業における高齢者虐待の防止・対策 \(8分6秒\)](#)

[04. 身体拘束 \(10分24秒\)](#)

[05. 早期発見と通報義務 \(5分48秒\)](#)

[12. 身体的虐待 \(1\) \(6分37秒\)](#)

[13. 身体的虐待 \(2\) \(7分30秒\)](#)

[14. 介護・世話の放棄・放任 \(5分8秒\)](#)

[15. 心理的虐待 \(7分43秒\)](#)

[16. 性的虐待 \(5分36秒\)](#)

[17. 経済的虐待 \(5分19秒\)](#)

[18. ストレスケア \(10分8秒\)](#)

※使用する機器や環境によって、動画の再生に時間を要する可能性があります。

カテゴリ [介護・福祉施設](#) >

福祉局高齢者保健福祉課のカテゴリ [高齢者虐待防止に係る実態調査](#) >

[高齢者施設等における虐待防止に関する取組について](#) >

このページに関するお問い合わせ

保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-204-5271

FAX : 011-232-8308

[お問い合わせフォーム](#)

最終更新日：2024年6月10日（月曜日）

PDFファイルをご覧いただくためには、Acrobat Readerのプラグイン（無償）が必要となります。
お持ちでない場合は、お使いの機種とスペックに合わせたプラグインをインストールしてください。

[Acrobat Readerをダウンロードする](#)



[お問合せ・相談窓口](#) | [庁舎のご案内](#) | [サイトポリシー](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [サイトマップ](#) | [北海道のオープンデータの取組](#)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111（総合案内）
一般的な業務時間：8時45分から17時30分（土日祝日および12月29日～1月3日はお休み）
法人番号：7000020010006



はじめに

高齢者虐待は、広い意味では「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益が侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」ということができます。

こうした「虐待」は、どのような人に対しても行われるべきではありません。

特に、高齢期にあり、介護や日常生活の世話（養護）を必要とする人は、自ら積極的に助けを求めることがしにくくなる場合や、権利や生活が他者から脅かされやすくなる場合があるため、適切に権利擁護をはかることが求められます。

令和3年度基準省令改正等に伴って求められている体制整備の基本的な内容を理解し、高齢者虐待防止の取り組みを適切に進めていきましょう。

内容（目次）



I 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要

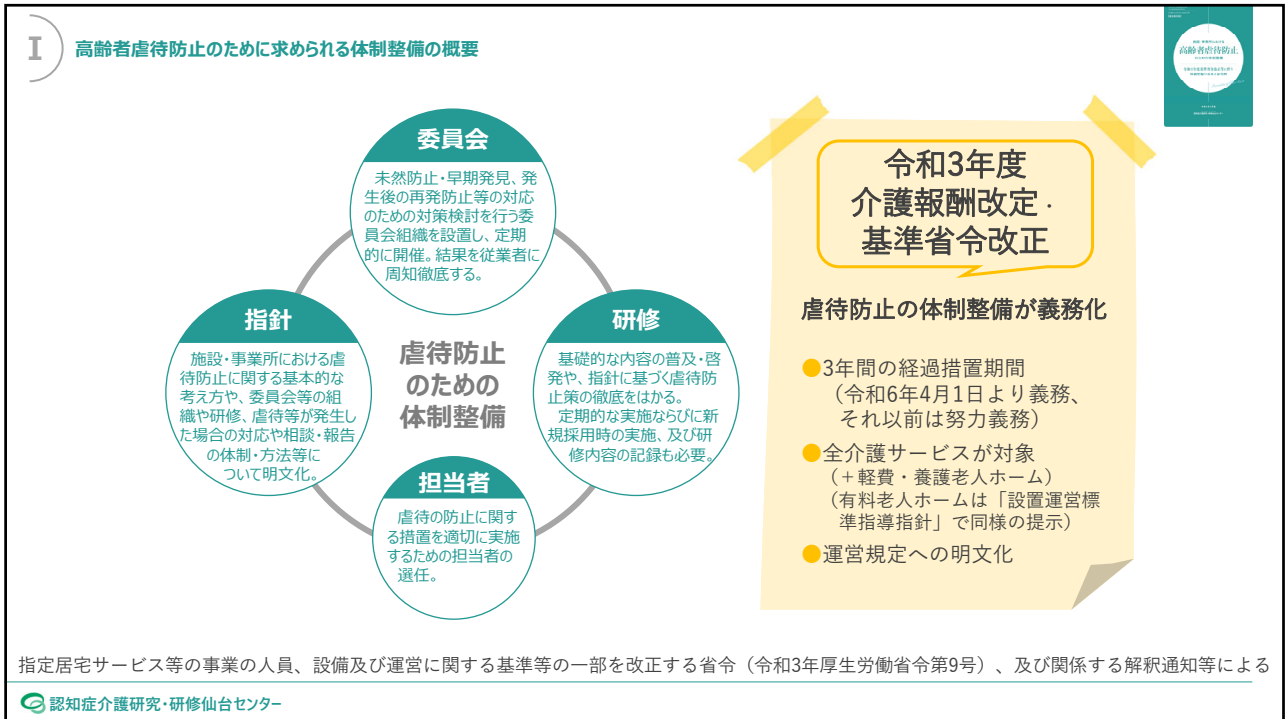
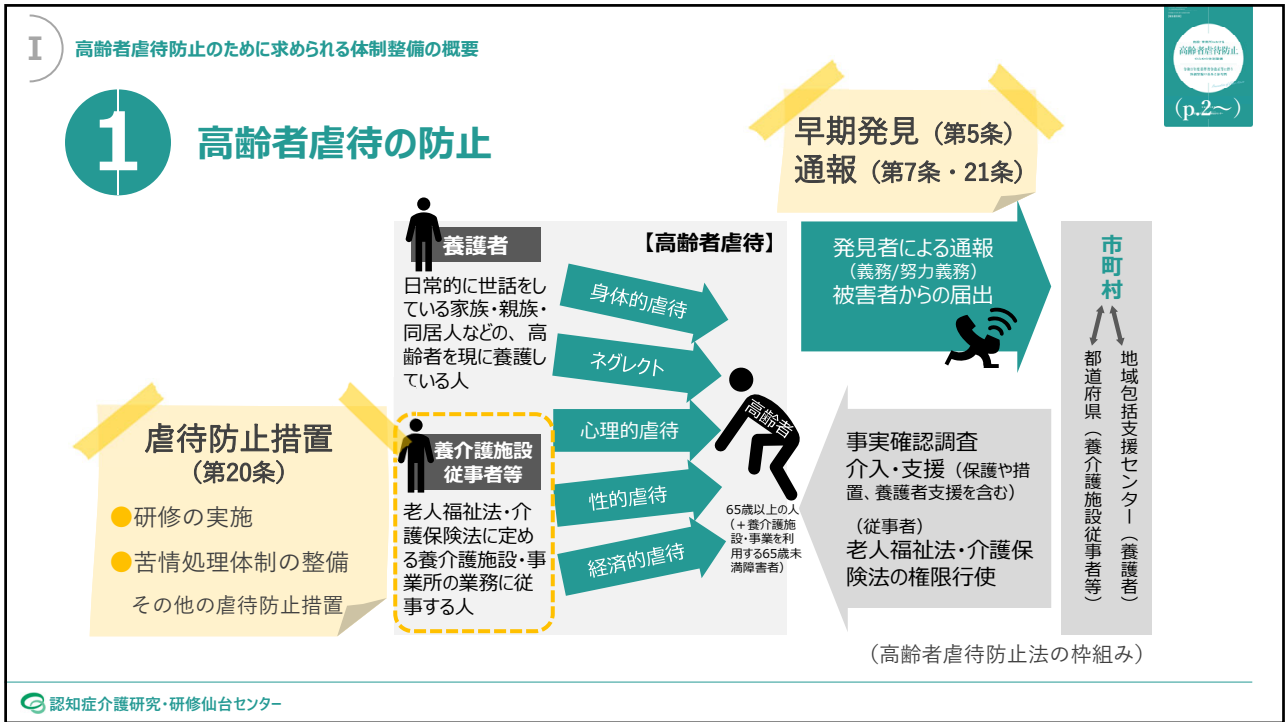
1. 高齢者虐待の防止
 2. 身体拘束に対する取り組みの適正化
- 【注意】 高齢者虐待防止のための体制整備（義務）との関係

II 具体的な体制整備にむけて

1. 委員会組織の設置と運営
2. 指針の策定と活用
3. 研修の企画と運営

I 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要





I 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要

2 身体拘束に対する取り組みの適正化



【基準省令における身体拘束の適正化要件及び身体拘束廃止未実施減算の内容】

要件 (減算においては いずれかがなされ ていない場合)	(前提として、緊急やむを得ない場合を除いて原則禁止) 1. 例外的に身体拘束を行う場合の記録(2年間保存) 2. 身体的拘束等の適正化をはかるための措置 ① 委員会の開催 (3月に1回以上) ② 指針の整備 ③ 研修の定期的実施 (年2回、新規採用時必須)
対象事業 (介護保険)	○ 介護老人福祉施設 ○ 介護老人保健施設 ○ 介護療養型医療施設 ○ 地域密着型介護老人福祉施設 ○ (介護予防) 特定施設 ○ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ○ 地域密着型特定施設 ○ 介護医療院
減算割合	利用者全員について所定単位数から10%減算 (事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、最低3か月)

緊急やむを得ない場合に例外的に行われるものを除いて、

**身体拘束は
原則として
高齢者虐待に該当**

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室「身体拘束等の廃止に関する指導及び身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について(疑義照会回答)」(令和3年2月18日事務連絡)等を参考に作成

認知症介護研究・研修仙台センター

I 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要



注意 高齢者虐待防止のための体制整備(義務)との関係

【基準省令における身体拘束の適正化要件及び身体拘束廃止未実施減算の内容】

要件 (減算においては いずれかがなされ ていない場合)	(前提として、緊急やむを得ない場合を除いて原則禁止) 1. 例外的に身体拘束を行う場合の記録(2年間保存) 2. 身体的拘束等の適正化をはかるための措置 ① 委員会の開催 (3月に1回以上) ② 指針の整備 ③ 研修の定期的実施 (年2回、新規採用時必須)
対象事業 (介護保険)	○ 介護老人福祉施設 ○ 介護老人保健施設 ○ 介護療養型医療施設 ○ 地域密着型介護老人福祉施設 ○ (介護予防) 特定施設 ○ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ○ 地域密着型特定施設 ○ 介護医療院
減算割合	利用者全員について所定単位数から10%減算 (事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、最低3か月)

緊急やむを得ない場合

「虐待防止」の 取り組みとの関係

- **委員会**の一体的な設置・運営は可能だが、いずれかへの「一本化」の意味ではない
- それぞれの役割や取り扱う事項の範囲を明確にしておく
- **指針**は内容としてはそれぞれ独立させる
- **研修**は両者の委員会合同で実施することは考えられるが、どちらからみても不足のない内容にする

認知症介護研究・研修仙台センター



Ⅱ 具体的な体制整備にむけて

認知症介護研究・研修仙台センター

Ⅱ 具体的な体制整備にむけて



1 委員会組織の設置と運営

役割

- ①未然防止（発生の防止）
- ②悪化防止（早期発見・迅速かつ適切な対応）
- ③再発防止

構成メンバーと役割

- 決定権者の参画
- 幅広い職種、責務・役割の明確化
- 専門家の活用検討

開催頻度・方法

- 定期的な開催
- テレビ電話装置等の活用可

『虐待の防止のための対策を検討する委員会』
（虐待防止検討委員会）

検討事項

- 組織、指針、研修、相談・報告、通報、再発防止、評価
- 計画と進捗管理
- 検討結果の周知徹底

設置・運営形態

- 基本は独立・指定事業ごとだが、他の会議体・他事業者との連携による合同開催も可
- ただし、役割・範囲は明確に

設置規定・要綱等の整備

解釈通知を参考に

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）、及び関係する解釈通知等を参考に作成

認知症介護研究・研修仙台センター

II 具体的な体制整備にむけて

2 指針の策定と活用

指針に盛り込むべき事項（解釈通知による）

- 施設（事業所）における虐待の防止に関する基本的考え方
- 虐待防止検討委員会その他施設（事業所）内の組織に関する事項
- 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- その他虐待の防止の推進のために必要な事項

適切に内容を満たし、かつ具体的に整理することが必要

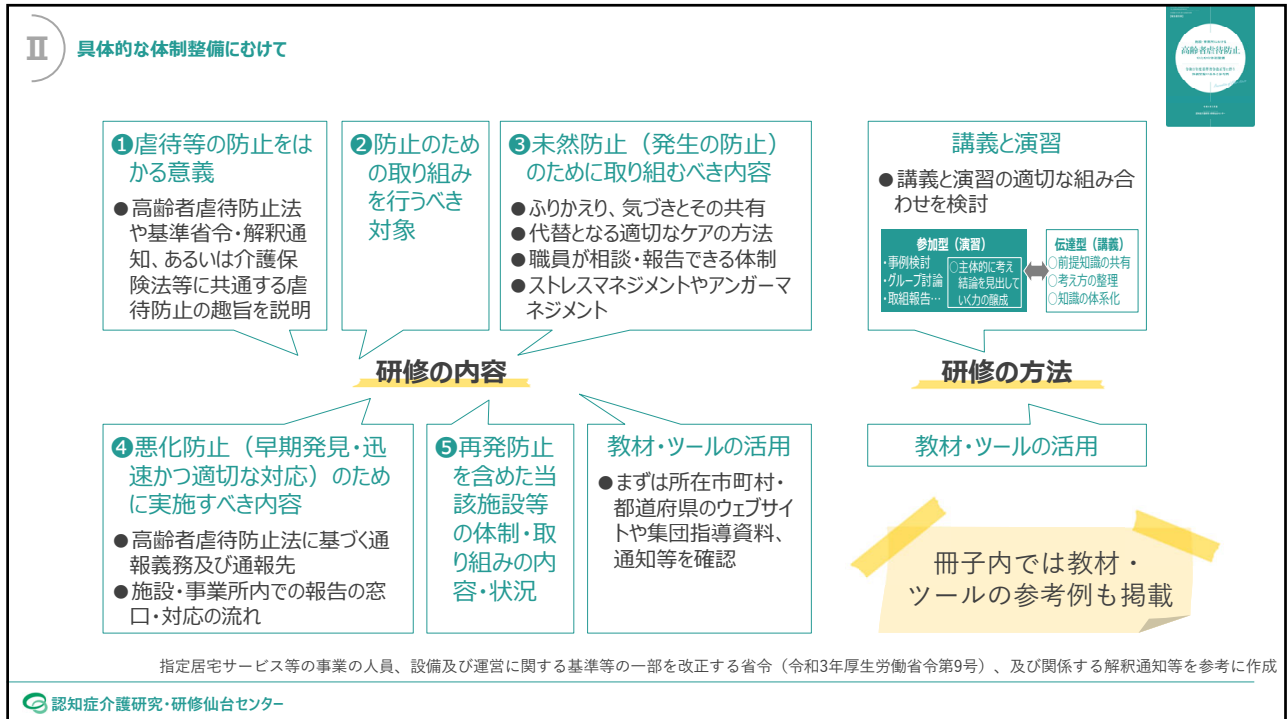
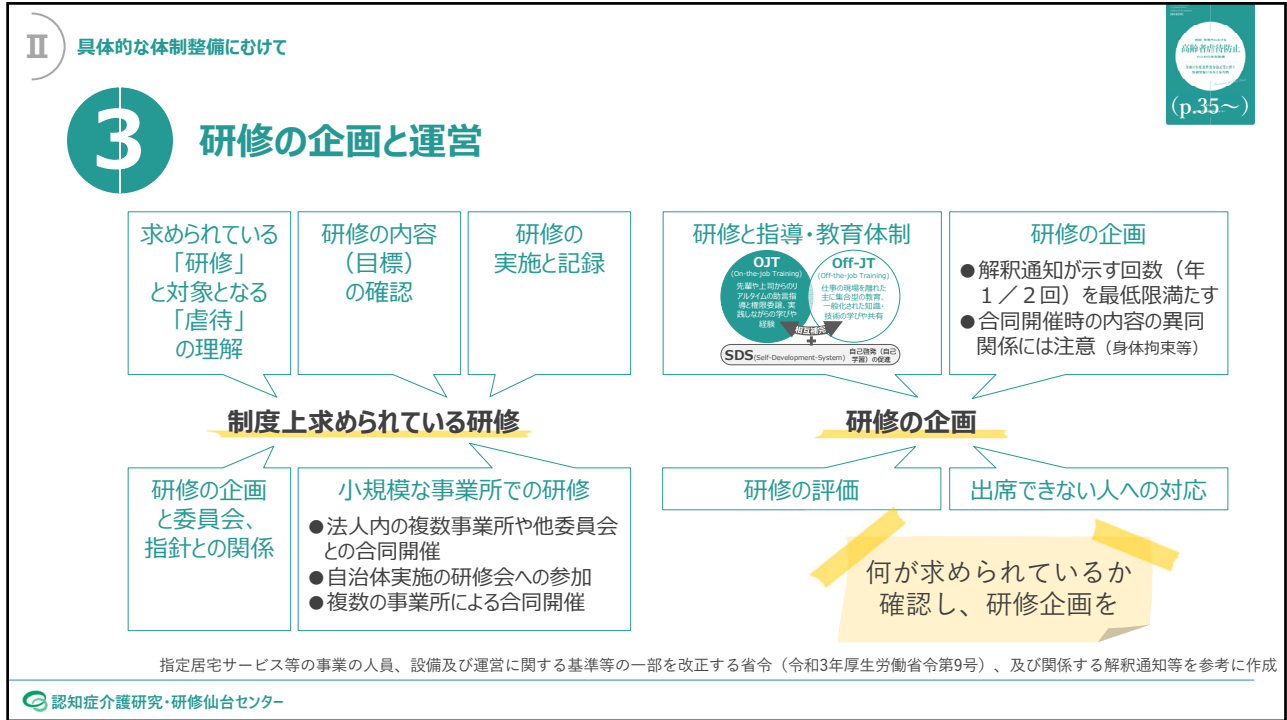
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）、及び関係する解釈通知等を参考に作成



II 具体的な体制整備にむけて

冊子内では指針の参考例も掲載





II 具体的な体制整備にむけて

TIPS
委員負担の軽減・運用において工夫したことや効果が認められた取り組み
（小規模な事業所においても比較的取り組みやすいと思われる項目）※目印が付いています

構成メンバー（外部）の工夫

- 事業所長（施設長）や、外部の専門家（弁護士、医師、介護士）など、関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）
- 事業所長（施設長）や、外部の専門家（弁護士、医師、介護士）など、関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）
- 事業所長（施設長）や、外部の専門家（弁護士、医師、介護士）など、関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）

構成メンバー（内部）の工夫

- 外部機関、関係機関や、ケアマネジャーなど関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）
- 外部機関、関係機関や、ケアマネジャーなど関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）
- 外部機関、関係機関や、ケアマネジャーなど関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）

TIPS
指針の策定・運用において工夫したことや効果が認められた取り組み
（小規模な事業所においても比較的取り組みやすいと思われる項目）※目印が付いています

指針の策定方法に外部機関に頼る取り組みの工夫

- 外部機関、関係機関や、ケアマネジャーなど関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）
- 外部機関、関係機関や、ケアマネジャーなど関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）
- 外部機関、関係機関や、ケアマネジャーなど関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）

指針の策定方法に内部体制整備に頼る取り組みの工夫

- 外部機関、関係機関や、ケアマネジャーなど関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）
- 外部機関、関係機関や、ケアマネジャーなど関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）
- 外部機関、関係機関や、ケアマネジャーなど関係機関と連携して、1人1人、1人1人の高齢者や家族の苦しみや不安を、当事者や関係機関と共有し、（関係機関）の力を活用して、専門的知識やノウハウを共有する。（介護士や関係機関）

**研修の企画・実施において工夫したことや効果が認められた取り組み
（小規模な事業所においても比較的取り組みやすいと思われる項目）※目印が付いています**

**研修の企画・実施において工夫したことや効果が認められた取り組み
（小規模な事業所においても比較的取り組みやすいと思われる項目）※目印が付いています**

**研修の企画・実施において工夫したことや効果が認められた取り組み
（小規模な事業所においても比較的取り組みやすいと思われる項目）※目印が付いています**

冊子内では、大規模調査の回答から得られた、「委員会」「指針」「研修」の工夫例を多数掲載

認知症介護研究・研修仙台センター

本冊子は、令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」において、下記委員による検討委員会により同事業の報告書別冊として作成しました。

氏名	所属
安藤 千晶	公益社団法人日本社会福祉士会、 一般社団法人静岡市清水医師会在宅医療介護相談室
遠藤 英俊	いのちファミリークリニック、聖路加国際大学、 一般社団法人日本高齢者虐待防止学会
梶川 義人	日本虐待防止研究・研修センター、桜美林大学、淑徳大学短期大学部
境野 みね子	日本ホームヘルパー協会、一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会、 株式会社社愛ネット
佐々木 勝則	社会福祉法人桜井の里福祉会、公益社団法人日本認知症グループホーム協会新潟支部 一般社団法人新潟県介護支援専門員協会、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 全国社会福祉協議会種別協
進藤 由美	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター企画戦略局
松本 望	北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科
三好 登志行	佐藤健宗法律事務所、日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センター
森岡 豊	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 特別養護老人ホーム部会
吉田 剛	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課高齢福祉グループ
加藤 伸司 阿部 哲也 矢吹 知之 吉川 悠貴	認知症介護研究・研修仙台センター
オブザーバー	
日野 徹	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐
乙幡 美佐江	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 高齢者虐待防止対策専門官



認知症介護情報ネットワーク
Dementia Care Information Network

冊子PDF版、事業報告書は『DCnet』で公開しています。

<https://www.dcnnet.gr.jp/>



社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター

介護サービス利用にあたっての北海道からのお願い

～ ハラスメントは介護サービスの提供を困難にし、
介護職員の心身にも深刻な影響を与えるおそれがあります ～
皆さまが、今後も住み慣れた地域で安心して暮らして
いただくためにも、介護サービスの適切な利用について、
ご理解・ご協力をお願いします。

介護現場におけるハラスメント

1. 身体的暴力

身体的な力を使って、危害を及ぼす行為

例： たたく・蹴る / ものを投げつける / つばを吐く

2. 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、
おとしめたりする行為

例： 大声を発する / 怒鳴る / 職員にいやがらせをする
理不尽なサービスを要求する

3. セクシャルハラスメント

意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求などの
性的ないやがらせ行為

例： 必要も無く手や腕を触る / 抱きしめる
入浴介助中、あからさまに性的な話をする

※認知症等の病気、または障がいの症状として現れた言動は除かれます。

— 発行 北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 —

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」(令和4年3月改訂 厚生労働省補助事業)を参考に作成